

恩納村一般競争契約入札心得

(目的)

第 1 条 恩納村の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という）を行う場合における入札等の取扱いについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）及び恩納村契約規則（令和 4 年規則第 8 号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

第 2 条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書を別に定める書式により 1 件ごとに作成し、封書にしたうえ、その氏名及び入札件名を表記し、通知書に示した時刻までに入札函に投入しなければならない。

3 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札（再度入札を含む。）は、これを認めない。ただし、他の入札者が初回の投入を終えていない間は、この限りでない。

4 郵送による入札は、原則として、これを認めない。

ただし、契約担当者が特に認めた場合は、配達証明付き書留郵便をもって提出することができる。

この場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒に工事名、入札日時を記載の上封書し、契約担当者あて提出するものとする。なお、あらかじめ指定した日時までに到着しないものは、無効とする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者は、令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

8 入札者は、入札書を一旦入札函に投入した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

9 入札参加者は、請求がある場合には、工事費等内訳書を提出しなければならない。

- 10 入札者が、当該入札執行中に入札室を退室したときは、再入札を認めない。ただし、執行人が認めたときは、この限りではない。
- 11 入札者が、当該入札執行中に携帯電話を使用することを認めない。

(入札の辞退)

第2条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるとことにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取り止め等)

第4条 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の表記金額を訂正した入札

- (4) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- (5) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (6) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (7) 談合その他不正の行為があった入札
- (8) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
- (9) 入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
- (10) 落札決定日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者のした入札
- (11) 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった者のした入札（契約担当者が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
- (12) 入札公告等の定めに基づき契約担当者が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができない者のした入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第6条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はそのものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

（再度入札）

第7条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当する者については、再度の入札への参加を認めない。

- (1) 第5条各号の一に該当する入札をした者（第3号又は第4号に該当する場合を除く。）
- (2) 最低制限価格未満の価格をもって入札をした者

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価方式においては落札候補者となるべき評価値の最も高い者）が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者（総合評価方式においては落札候補者）を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第8条の2 落札者は、落札決定後速やかに次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払い保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証

(4) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上でなければならない。

(契約書の提出)

第9条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者に書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申し立て)

第 10 条 入札をした者は、入札後、入札説明書、この心得、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

1 この心得は、交付の日から施行し、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。